

日金協発第20-104号
平成20年11月 7日

株式会社オーツカヤファイナンス
代表者 木佐貫 和美 殿
(日本貸金業協会会員第003367号)

日本貸金業協会
会長 小杉 俊二

会員権の消滅について（通知）

貴殿は、大阪府知事より平成20年10月28日付で、貸金業法第24条の6の5第1項第1号の規定に基づき、登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴殿は同日付で定款第9条第2項第2号の規定により協会員たる資格を失ったので、定款の施行に関する規則第11条第2項の規定によりその旨通知します。

以上